（弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則の一部改正）

第二条　弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則（平成十三年法務省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下この条において同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正前	改正後
弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務及び会計帳簿等に関する規則 （外国法事務弁護士法人の業務の範囲） **第一条の二**　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第五十九条第一項に規定する法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～三　略］ （弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務の範囲） **第一条の三**　外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第七十一条に規定する法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。 一　当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務 二　当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務	弁護士法人及び外国法事務弁護士法人の業務及び会計帳簿等に関する規則 （外国法事務弁護士法人の業務の範囲） **第一条の二**　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第五十条の五第一項に規定する法務省令で定める業務は、次の各号に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別記様式第五号（第十三条関係）

指定申請書

法務大臣　殿

写真（4cm×3cm）
申請前6箇月以内に撮影したものであること。

氏名　（原語）
（ローマ字）
（カタカナ）
性別　□男　□女

国籍　生年月日　年　月　日　出生地

住所　（原語）
（ローマ字）
（カタカナ）
収入印紙　消印しないこと。

原資格国　特定外国法

申請区分　□　法第17条第1項第1号による指定の申請
□　法第17条第1項第2号による指定の申請
において効力を有し、又は有した法

私は、上記の特定外国法について、外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第17条第1項の規定による指定を受けたいので、同法施行規則に定める書類を添えて申請します。なお、添える書類の写しは、原本と相違ありません。

年　月　日

（記名）

担当官

備考　1　指示のない欄は、日本語で記載すること。
2　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

別記様式第五号（第十三条関係）

指定申請書

法務大臣　殿

写真（4cm×3cm）
申請前6箇月以内に撮影したものであること。

氏名　（原語）
（ローマ字）
（カタカナ）
性別　□男　□女

国籍　生年月日　年　月　日　出生地

住所　（原語）
（ローマ字）
（カタカナ）
収入印紙　消印しないこと。

原資格国　特定外国法

申請区分　□　法第16条第1項第1号による指定の申請
□　法第16条第1項第2号による指定の申請
において効力を有し、又は有した法

私は、上記の特定外国法について、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第16条第1項の規定による指定を受けたいので、同法施行規則に定める書類を添えて申請します。なお、添える書類の写しは、原本と相違ありません。

年　月　日

（記名）

担当官

備考　1　指示のない欄は、日本語で記載すること。
2　署名は、指定申請書提出の際、担当官の面前で行うこと。
3　用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。